

2020年7月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)



2020年9月14日

東

上場会社名 株式会社ツクルバ 上場取引所  
 コード番号 2978 URL https://tsukuruba.com/  
 代表者 (役職名) 代表取締役CEO (氏名) 村上浩輝  
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役CFO兼管理本部長 (氏名) 小池良平 (TEL) 03-4400-2946  
 定時株主総会開催予定日 2020年10月29日 配当支払開始予定日 —  
 有価証券報告書提出予定日 2020年10月29日  
 決算補足説明資料作成の有無 : 有  
 決算説明会開催の有無 : 有 (機関投資家・アナリスト向け)

(百万円未満切捨て)

1. 2020年7月期の業績(2019年8月1日~2020年7月31日)

(1) 経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2020年7月期	1,718	13.4	△150	-	△159	-	△431	-
2019年7月期	1,515	185.3	19	-	7	-	10	-

  

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
2020年7月期	△46.81	-	△33.9	△7.9	△8.8
2019年7月期	1.34	1.17	1.1	0.5	1.3

(参考) 持分法投資損益 2020年7月期 -百万円 2019年7月期 -百万円

- (注) 1. 2020年7月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失のため記載して  
 おりません。  
 2. 当社は、2019年5月8日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。前事  
 業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり  
 当期純利益を算定しております。  
 3. 当社株式は、2019年7月31日に東京証券取引所マザーズに上場したため、2019年7月期の潜在株式調整後  
 1株当たり当期純利益については、新規上場日から2019年7月期の末日までの平均株価を期中平均株価と  
 みなして算定しております。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2020年7月期	2,162	1,074	49.6	113.43
2019年7月期	1,869	1,475	78.9	163.84

(参考) 自己資本 2020年7月期 1,073百万円 2019年7月期 1,473百万円

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
2020年7月期	△78	△526	753	1,519
2019年7月期	399	△169	837	1,371

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向	純資産 配当率
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
2019年7月期	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
2020年7月期	-	-	-	0.00	0.00	-	-	-
2021年7月期(予想)	-	0.00	-	0.00	0.00	-	-	-

3. 2021年7月期の業績予想（2020年8月1日～2021年7月31日）

（%表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	1,472	△14.3	△563	-	△573	-	△587	-	△62.0

（注）詳細は添付資料P. 3「1. 経営成績の概況（4）今後の見通し」をご覧ください。

※ 注記事項

（1）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

（2）発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2020年7月期	9,799,700 株	2019年7月期	9,331,700 株
② 期末自己株式数	2020年7月期	335,600 株	2019年7月期	335,600 株
③ 期中平均株式数	2020年7月期	9,223,821 株	2019年7月期	8,010,711 株

（注）当社は、2019年5月8日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して発行済株式数（普通株式）を算定しております。

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

（決算説明会について）

当社は、2020年9月14日（月）に機関投資家及びアナリスト向けに決算説明会を開催する予定です。この説明会で使用する決算補足説明資料はTDnetで本日開示するとともに、当社のウェブサイトにも掲載しております。

## ○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況 .....	2
(1) 当期の経営成績の概況 .....	2
(2) 当期の財政状態の概況 .....	2
(3) 当期のキャッシュ・フローの概況 .....	3
(4) 今後の見通し .....	3
2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方 .....	3
3. 財務諸表及び主な注記 .....	4
(1) 貸借対照表 .....	4
(2) 損益計算書 .....	6
(3) 株主資本等変動計算書 .....	7
(4) キャッシュ・フロー計算書 .....	9
(5) 財務諸表に関する注記事項 .....	11
(継続企業の前提に関する注記) .....	11
(追加情報) .....	11
(セグメント情報等) .....	11
(持分法損益等) .....	13
(1株当たり情報) .....	13
(重要な後発事象) .....	14

## 1. 経営成績等の概況

### (1) 当期の経営成績の概況

当期におけるわが国経済は、企業収益及び雇用環境の改善等により、景気は緩やかな回復傾向にありましたが、消費税率の引き上げ後は個人消費に力強さを欠く状況となりました。さらに、米国の通商政策に端を発する貿易摩擦の長期化、新型コロナウイルス感染症の拡大により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社は、主力事業であるcowcamo（カウカモ）事業のサービス改善及び組織体制の強化による事業規模拡大、システム開発への投資などの施策を中心に取り組んでまいりました。

以上の結果、当期の売上高は1,718,876千円（前事業年度比13.4%増）、営業損失は150,504千円（前事業年度は営業利益19,432千円）、経常損失は159,244千円（前事業年度は経常利益7,451千円）、当期純損失は431,740千円（前事業年度は当期純利益10,735千円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ① cowcamo（カウカモ）事業

当セグメントにおきましては、主にリノベーション住宅のオンライン流通プラットフォームcowcamoの運営を通じて、リノベーション住宅のマッチング・仲介を行っております。当事業に係る外部環境は、新築マンション価格の高止まりを受けた中古マンション流通の拡大及びリノベーションに対する顧客認知の高まりにより、リノベーションマンション流通市場は拡大基調にあります。他方、当期第3四半期以降においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛要請、これに伴う一部営業停止等により、短期的には大幅な制約件数の減少がみられました。

このような環境のもと、事業のさらなる成長に向け、プロダクトの機能改善やオンラインを中心とした広告活動、物件案内を行う営業人員の教育、業務システムの開発などに取り組んでまいりました。この結果、売上高は1,339,918千円、セグメント利益は283,901千円となりました。

#### ② シェアードワークプレイス事業

当セグメントにおきましては、主にコワーキングスペース・ワークプレイスレンタルサービスの運営事業及びオフィス設計を中心とした設計・空間プロデュースの受託事業から構成されております。当事業に係る外部環境は、当期上期においては、都心部におけるオフィス需要の拡大や働き方の多様化により需要の拡大がみられた一方、当期第3四半期以降の新型コロナウイルス感染症の拡大によるリモートワークの導入などによりオフィス需要の減少がみられました。

このような環境のもと、当社は、2019年12月に当社直営の過去最大規模となるコワーキングスペース、co-ba ebisu（東京都渋谷区）を新規に開設いたしました。

この結果、売上高は378,957千円、セグメント利益は53,531千円となりました。

### (2) 当期の財政状態の概況

#### ① 流動資産

当事業年度末における流動資産は1,660,089千円となり、前事業年度末に比べ154,596千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が192,651千円増加したことによるものであります。

#### ② 固定資産

当事業年度末における固定資産は502,281千円となり、前事業年度末に比べ138,711千円増加いたしました。これは主にco-ba ebisu開設と賃貸用不動産の取得があり、有形固定資産が300,625千円増加したものの、ソフトウェアに関して減損損失187,802千円計上したこと等によるものであります。

#### ③ 流動負債

当事業年度末における流動負債は305,565千円となり、前事業年度末に比べて35,733千円増加いたしました。これは主に1年内返済予定の長期借入金50,867千円増加し、1年内償還予定の社債が40,000千円増加、未払消費税等が63,023千円減少したことによるものであります。

## ④固定負債

当事業年度末における固定負債は781,997千円となり、前事業年度末に比べて657,959千円増加いたしました。これは主に長期借入金が486,459千円増加し、社債が160,000千円増加したことによるものであります。

## ⑤純資産

当事業年度末における純資産合計は1,074,807千円となり、前事業年度末に比べて400,384千円減少いたしました。これは主に当期純損失431,740千円の計上により利益剰余金が431,740千円減少したことによるものであります。

## (3) 当期のキャッシュ・フローの概況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、長期借入れによる収入等により、前事業年度末に比べて147,917千円増加し、当事業年度末には1,519,889千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は78,533千円（前事業年度は399,741千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純損失419,572千円があった一方で、減価償却費64,834千円、減損損失244,456千円、売上債権の減少33,640千円等によるものであります。

## (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は526,644千円（前事業年度は169,543千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出226,579千円、匿名組合出資金の払込による支出300,000千円によるものであります。

## (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は753,095千円（前事業年度は837,471千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入627,000千円、社債の発行による収入193,214千円等があったことによるものであります。

## (4) 今後の見通し

2021年7月期におきましては、cowcamo（カウカモ）事業の価値最大化のための投資を行っていきたくと考えております。

2021年7月期においては、cowcamo（カウカモ）事業におけるプラットフォームの流通総額の成長によるプラットフォーム総収益の拡大を見込むものの、事業モデルの転換に伴う労働集約型サービスの一時減少、リスクコントロール及び利益率向上に向けた外部パートナー活用による一部社外化もあり、売上高につきましては1,472百万円（前年同期比△14.3%）、売上総利益につきましては、1,237百万円（同3.6%）と予想しております。各段階損益につきましては、中長期的なプラットフォームの競争力構築に向けた成長投資、一部事業モデルの転換、及び中長期での成長に向けた株式インセンティブの導入費用により、赤字を予定しております。具体的には、営業損益は△563百万円、経常損益は△573百万円、当期純利益は△587百万円を予想しております。なお、これらの損益には株式報酬費用として75百万円が含まれております。

なお、上記業績予想につきましては、米国の通商政策に端を欲する貿易摩擦の長期化、新型コロナウイルス感染症の拡大等、経済環境の見通しが不透明であることから、保守的に見積もっております。また、上記業績予想は、新型コロナウイルス感染症により再び大規模な経済活動の停滞等が起こる場合を想定しておりません。実際の業績等については、様々な要因により変動する可能性があります。

## 2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社は連結財務諸表を作成していないため、国際会計基準に基づく財務諸表を作成するための体制整備の負担等を考慮し、日本基準に基づき財務諸表を作成しております。

## 3. 財務諸表及び主な注記

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,420,974	1,613,625
売掛金	54,487	20,847
仕掛品	2,261	3,161
前渡金	173	—
前払費用	27,117	17,102
その他	3,278	5,652
貸倒引当金	△2,800	△300
流動資産合計	1,505,492	1,660,089
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	59,056	195,908
構築物（純額）	1,779	1,659
工具、器具及び備品（純額）	19,418	22,096
土地	—	161,215
有形固定資産合計	80,254	380,880
無形固定資産		
ソフトウェア	127,827	—
無形固定資産合計	127,827	—
投資その他の資産		
投資有価証券	45,170	15,150
関係会社株式	2,000	2,000
敷金及び保証金	88,702	101,916
長期貸付金	3,963	—
長期預金	2,000	—
長期前払費用	4,125	2,315
繰延税金資産	9,466	—
その他	60	20
投資その他の資産合計	155,488	121,401
固定資産合計	363,570	502,281
資産合計	1,869,062	2,162,370

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内償還予定の社債	—	40,000
1年内返済予定の長期借入金	64,540	115,407
未払金	74,020	83,371
未払費用	16,088	30,495
未払法人税等	17,886	7,788
未払消費税等	68,793	5,770
前受金	1,393	4,950
預り金	13,722	8,938
前受収益	13,387	8,845
流動負債合計	269,832	305,565
固定負債		
社債	—	160,000
長期借入金	116,340	602,799
その他	7,697	19,198
固定負債合計	124,037	781,997
負債合計	393,870	1,087,562
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	594,505	610,183
資本剰余金		
資本準備金	850,780	866,458
その他資本剰余金	456,319	456,319
資本剰余金合計	1,307,099	1,322,777
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△365,266	△797,006
利益剰余金合計	△365,266	△797,006
自己株式	△62,421	△62,421
株主資本合計	1,473,916	1,073,531
新株予約権	1,276	1,276
純資産合計	1,475,192	1,074,807
負債純資産合計	1,869,062	2,162,370

## (2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
売上高	1,515,187	1,718,876
売上原価	455,285	524,855
売上総利益	1,059,901	1,194,020
販売費及び一般管理費	1,040,468	1,344,525
営業利益又は営業損失(△)	19,432	△150,504
営業外収益		
受取利息	74	688
受取配当金	0	2
助成金収入	8,479	—
受取補償金	—	2,860
その他	793	712
営業外収益合計	9,347	4,262
営業外費用		
支払利息	3,382	2,759
社債利息	—	226
社債発行費	—	8,237
株式交付費	8,415	—
支払手数料	8,759	1,610
その他	770	168
営業外費用合計	21,327	13,002
経常利益又は経常損失(△)	7,451	△159,244
特別損失		
出資金清算損	—	9,951
投資有価証券評価損	—	5,920
減損損失	—	244,456
特別損失合計	—	260,327
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	7,451	△419,572
法人税、住民税及び事業税	6,182	2,701
法人税等調整額	△9,466	9,466
法人税等合計	△3,283	12,168
当期純利益又は当期純損失(△)	10,735	△431,740



## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	90,000	346,275	451,611	797,886	△376,002	△376,002
当期変動額						
新株の発行	504,505	504,505		504,505		
当期純利益又は当期純損失(△)					10,735	10,735
自己株式の処分			4,708	4,708		
当期変動額合計	504,505	504,505	4,708	509,213	10,735	10,735
当期末残高	594,505	850,780	456,319	1,307,099	△365,266	△365,266

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△66,513	445,370	1,276	446,646
当期変動額				
新株の発行		1,009,010		1,009,010
当期純利益又は当期純損失(△)		10,735		10,735
自己株式の処分	4,092	8,800		8,800
当期変動額合計	4,092	1,028,545	—	1,028,545
当期末残高	△62,421	1,473,916	1,276	1,475,192

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	594,505	850,780	456,319	1,307,099	△365,266	△365,266
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	15,678	15,678		15,678		
当期純利益又は当期純損失(△)					△431,740	△431,740
当期変動額合計	15,678	15,678		15,678	△431,740	△431,740
当期末残高	610,183	866,458	456,319	1,322,777	△797,006	△797,006

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△62,421	1,473,916	1,276	1,475,192
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)		31,356		31,356
当期純利益又は当期純損失(△)		△431,740		△431,740
当期変動額合計		△400,384		△400,384
当期末残高	△62,421	1,073,531	1,276	1,074,807

## (4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	7,451	△419,572
減価償却費	43,804	64,834
減損損失	—	244,456
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,506	△2,500
受取利息及び受取配当金	△74	△690
助成金収入	△8,479	—
支払利息	3,382	2,759
社債利息	—	226
社債発行費	—	8,237
株式交付費	8,415	—
支払手数料	8,759	1,610
投資有価証券評価損	—	5,920
出資金清算損	—	9,951
売上債権の増減額 (△は増加)	△36,741	33,640
たな卸資産の増減額 (△は増加)	268,937	△900
未払金の増減額 (△は減少)	△67,170	16,179
未払消費税等の増減額 (△は減少)	68,793	△57,512
前受金の増減額 (△は減少)	△12,527	3,556
その他	109,191	23,132
小計	395,250	△66,670
利息及び配当金の受取額	11	816
利息の支払額	△3,308	△3,288
助成金の受取額	8,479	—
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△690	△9,392
営業活動によるキャッシュ・フロー	399,741	△78,533

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△20,002	△45,733
定期預金の払戻による収入	3,000	3,000
有形固定資産の取得による支出	△57,825	△226,579
無形固定資産の取得による支出	△74,688	△98,399
投資有価証券の取得による支出	△5,250	△9,900
投資有価証券の償還による収入	—	34,000
匿名組合出資金の払込による支出	—	△300,000
匿名組合出資金の払戻による収入	—	128,548
敷金及び保証金の差入による支出	△16,038	△15,302
貸付金の回収による収入	1,260	3,972
その他の支出	—	△250
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△169,543</b>	<b>△526,644</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	—	627,000
長期借入金の返済による支出	△170,354	△89,674
社債の発行による収入	—	193,214
ストックオプションの行使による収入	—	31,356
株式の発行による収入	1,003,425	—
自己株式の処分による収入	8,800	—
支払手数料の支払額	△4,400	△5,969
その他の支出	—	△2,831
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>837,471</b>	<b>753,095</b>
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,067,669	147,917
現金及び現金同等物の期首残高	304,302	1,371,971
現金及び現金同等物の期末残高	1,371,971	1,519,889

## (5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社は、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。会計上の見積りに用いた仮定について、現時点では、新型コロナウイルス感染症により再び大規模な経済活動の停滞等が起こるなどの重要な影響はないと考えております。

(セグメント情報等)

## 1 報告セグメントの概要

## (1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業部を置き、各事業部は提供するサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、「cowcamo(カウカモ)事業」及び「シェアードワークプレイス事業」の2つを報告セグメントとしております。

## (2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「cowcamo(カウカモ)事業」は、ITを活用した中古・リノベーション住宅流通プラットフォーム「cowcamo」において、オンラインメディアを通じた物件情報流通サービス及び自社エージェントによる仲介サービス、顧客ニーズや物件のデータを活用した売主・事業者向け支援サービスを主なサービスとして提供しております。

「シェアードワークプレイス事業」は、リノベーションしたオフィス空間に様々なサービスを組み合わせた「働く場」をサブスクリプション型のサービスとして提供するワークスペースのシェアリングサービスを中心とした事業展開を行っております。同事業では、スタートアップ、個人事業主、クリエイターなどの“チャレンジする人・組織”を主要な顧客としたコワーキングスペース「co-ba(コーバ)」、成長中のスタートアップ向けに企業の成長や変化に合わせて柔軟にオフィススペースをレンタルすることができる「HEYSHA(ヘイシャ)」の2つのサービスを提供するほか、ワークスペースの仲介・設計等の受託サービスも展開しております。

## 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	財務諸表計上額 (注2)
	cowcamo (カウカモ)事業	シェアードワー クプレイス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,268,596	246,591	1,515,187	—	1,515,187
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,268,596	246,591	1,515,187	—	1,515,187
セグメント利益 又は損失(△)	344,117	41,259	385,376	△365,944	19,432
セグメント資産	143,951	109,392	253,343	1,615,719	1,869,062
その他の項目					
減価償却費	26,468	4,567	31,035	12,769	43,804
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	74,688	30,880	105,569	24,364	129,933

- (注) 1. セグメント利益の調整額△365,944千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。セグメント資産の調整額1,615,719千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金等)、管理部門に係る資産等であります。減価償却費の調整額12,769千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額24,364千円は、主に管理部門等に係る資産の増加額であります。
2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. 当事業年度において、シェアードワークプレイス事業の賃貸用不動産として保有していた有形固定資産を保有目的の変更により、cowcamo(カウカモ)事業の販売用不動産に振替えております。この変更に伴うセグメント利益に与える影響は軽微であります。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	財務諸表計上額 (注2)
	cowcamo (カウカモ)事業	シェアードワー クプレイス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,339,918	378,957	1,718,876	—	1,718,876
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,339,918	378,957	1,718,876	—	1,718,876
セグメント利益 又は損失(△)	283,901	53,531	337,433	△487,937	△150,504
セグメント資産	9,304	425,042	434,347	1,728,023	2,162,370
その他の項目					
減価償却費	36,884	12,334	49,219	15,615	64,834
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	91,133	360,746	451,879	20,730	472,610

- (注) 1. セグメント利益の調整額△487,937千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。全

社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額1,728,023千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金等)、管理部門に係る資産等であります。

減価償却費の調整額15,615千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額20,730千円は、主に管理部門等に係る資産の増加額であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
1株当たり純資産額	163.84円	113.43円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	1.34円	△46.81円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1.17円	—

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失のため記載していません。

2. 当社は、2019年4月12日開催の取締役会決議により、2019年5月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当該株式分割については、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 当社株式は、2019年7月31日に東京証券取引所マザーズに上場したため、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から2019年7月期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	10,735	△431,740
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	10,735	△431,740
普通株式の期中平均株式数(株)	8,010,711	9,223,821
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,182,852	—
(うち新株予約権(株))	(1,182,852)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,475,192	1,074,807
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,276	1,276
(うち優先株式の払込金額(千円))	(—)	(—)
(うち新株予約権(千円))	(1,276)	(1,276)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,473,916	1,073,531
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	8,996,100	9,464,100

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株予約権付社債の発行)

2020年7月30日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。)の発行について、2020年8月17日付で割当先である株式会社丸井グループ(以下「丸井グループ」といいます。)からの払込みが完了しました。

第三者割当による新株予約権付社債の概要

(1) 払込期日	2020年8月17日
(2) 新株予約権の総数	14個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4) 当該発行による潜在株式数	583,333株
(5) 調達資金の額	金700,000,000円
(6) 転換価額	1株当たり1,200円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当先	すべての本新株予約権付社債を株式会社丸井グループに割り当てる。
(9) 利率及び償還日	利率:0.5% 償還期日:2025年7月31日
(10) 償還価額	額面100円につき100円

(減資)

当社は、2020年9月14日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、2020年10月29日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

#### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

今回の資本金及び資本準備金の額の減少は、現在生じております利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化の確保を図るとともに今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保し、柔軟な資本政策の展開を可能とすることにより、企業価値の向上を図ることを目的としております。

#### 2. 資本金の額の減少の要領

##### (1) 減少する資本金の額

当社の2020年9月14日現在の資本金の額611,848,000円のうち、601,848,000円を減少して、10,000,000円といたします。

##### (2) 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少額601,848,000円をその他資本剰余金に振り替えます。

#### 3. 資本準備金の額の減少の要領

##### (1) 減少する資本準備金の額



当社の2020年9月14日現在の資本準備金の額868,123,000円のうち、858,123,000円を減少して、10,000,000円といたします。

#### (2) 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額のみを減少し、減少額858,123,000円をその他資本剰余金に振り替えます。

#### 4. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金より振り替えたその他資本剰余金の金額の一部797,006,855円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充当たいたします。

#### 5. 減資の日程

(1)	取締役会決議日	2020年9月14日
(2)	定時株主総会決議日	2020年10月29日 (予定)
(3)	債権者異議申述公告日	2020年10月30日 (予定)
(4)	債権者異議申述最終期日	2020年11月30日 (予定)
(5)	減資の効力発生日	2020年12月1日 (予定)

(第10回新株予約権(新株予約権信託)の取得及び消却)

当社は、2020年9月14日開催の取締役会において、当社が既に発行した新株予約権の一部について無償で取得・消却することを決議しました。

#### 1. 取得及び消却の対象となる新株予約権

##### 第10回新株予約権

(1)	新株予約権割当日	2018年7月31日
(2)	新株予約権の発行総数	22,000個
(3)	新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 220,000株
(4)	新株予約権の権利行使価額	1株あたり金300円
(5)	取得する新株予約権の数	22,000個
(6)	新株予約権の取得価額	無償
(7)	消却新株予約権の数	22,000個

#### 2. 新株予約権の取得及び消却の理由

新株予約権交付マニュアルの廃止により信託契約が終了したため、当該新株予約権を無償で取得し、消却するものです。

#### 3. 新株予約権の取得日及び消却日

2020年9月14日

(新株予約権の発行)

当社は、2020年9月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の役職員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

#### 1. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、第11回新株予約権(有償ストック・オプション)については、当社の役職員に、第12回新株予約権(税制適格ストック・オプション)及び第13回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)については、従業員に対して発行するものであります。本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の約5.0%に相当します。

なお、第11回新株予約権(有償ストック・オプション)の発行については、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

また、第12回新株予約権(税制適格ストック・オプション)及び第13回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)

ン)につきましては、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であることから有利発行には該当せず、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

これらの新株予約権の発行は、業績目標の達成や、役職員の一層の意欲及び士気の向上により、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものであり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

## 2. 各新株予約権の発行要項

### 第11回新株予約権発行要項

#### 1. 新株予約権の数

2,602個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式260,200株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、3,700円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

#### 3. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年9月11日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金1,045円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2023年11月1日から2028年10月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2023年7月期から2027年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 売上総利益が20億円を超過した場合 : 行使可能割合 20%

(b) 売上総利益が22.5億円を超過した場合 : 行使可能割合 60%

(c) 売上総利益が25億円を超過した場合 : 行使可能割合 100%

なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2020年11月4日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って

再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3. (4) に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3. (6) に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5 に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
2020年11月4日
9. 申込期日  
2020年10月13日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数  
当社役員 57名 2,602個

#### 第12回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数  
1,692個  
なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式169,200株とし、下記3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。
2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭  
本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。
3. 新株予約権の内容
  - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。  
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同

じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 (取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値) とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{分割 (または併合) の比率}}{\text{既発行株式数 + 新規発行株式数}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間 (以下、「行使期間」という。) は、2022年11月1日から2026年10月31日とする。

## (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
- ② 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。算出される行使可能な本新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。ただし、当社取締役会の決議に基づき、(a)乃至(d)の

行使条件を変更できるものとする。

(a) 行使期間の初日（以下、「開始日」という）から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の25%

(b) 開始日から1年間を経過した日から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の50%

(c) 開始日から2年間を経過した日から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の75%

(d) 開始日から3年間を経過した日から行使期間の満了日まで

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の100%

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2020年11月4日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.（4）に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2020年11月4日

9. 申込期日

2020年10月13日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員 137名 1,692個

第13回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

711個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式71,100株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2022年11月1日から2030年10月31日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
- ② 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。算出される行使可能な本新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。ただし、当社取締役会の決議に基づき、以下(a)乃至(c)の行使条件は変更できるものとする。
  - (a) 行使期間の初日(以下、「開始日」という)から1年間  
本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の40%
  - (b) 開始日から1年間を経過した日から1年間  
本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の70%
  - (c) 開始日から2年間を経過した日から行使期間の満了日まで  
本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の100%
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2020年11月4日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.



- (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5 に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
2020年11月4日
- 9. 申込期日  
2020年10月13日
- 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数  
当社従業員 106名 711個